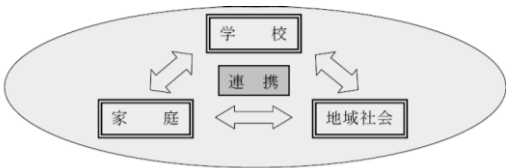
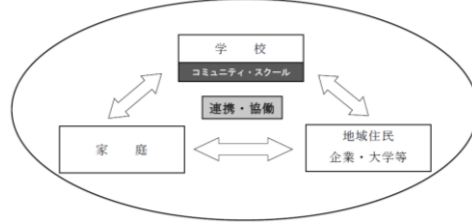


「推進資料」改定における現行・改定案対比表

〈1〉はじめに

現行	改定案
<p>[3 段落目]</p> <p>山口県においても、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に関する総合的な取組を推進するため、平成14年(2002年)3月に『山口県人権推進指針』が策定され、平成19年(2007年)6月には、『指針』の「分野別施策の推進」について改定が行われました。</p> <p>平成20年(2008年)に実施された「人権に関する県民意識調査」の結果も踏まえ、平成24年(2012年)3月に『指針』が改定されました。</p> <p>[5 段落目]</p> <p>平成23年(2011年)3月には、『人権教育の推進にあたって』と『人権教育推進資料』の見直しを行い、『人権教育推進資料(新訂版)』としてとりまとめましたが、この度の『指針』の改定を受けて、学校・地域社会における自主的な取組がより高まるよう、『山口県人権教育推進資料』として作成しました。</p> <p style="text-align: right;">平成24年(2012年)3月</p>	<p>山口県においても、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に関する総合的な取組を推進するため、<u>平成12年(2000年)12月に『人権教育及び人権啓発に関する法律』が制定されたことを踏まえ</u>、平成14年(2002年)3月に『山口県人権推進指針』が策定され、平成19年(2007年)6月には、『指針』の「分野別施策の推進」について改定が行われました。</p> <p>平成20年(2008年)<u>と令和元年(2019年)</u>に実施された「人権に関する県民意識調査」の結果も踏まえ、平成24年(2012年)3月<u>と令和6年(2024年)12月に『指針』の改定が行われました。</u></p> <p>平成23年(2011年)3月には、『人権教育の推進にあたって』と『人権教育推進資料』の見直しを行い、『人権教育推進資料(新訂版)』としてとりまとめましたが、<u>平成24年(2012年)3月の『指針』の改定を受けて</u>、学校・地域社会における自主的な取組がより高まるよう、『山口県人権教育推進資料』として作成しました。<u>そして、令和6年(2024年)12月の「指針」の改定に合わせて、学校や地域社会において、自主的な取組がより一層高まるよう、『山口県人権教育推進資料』を改定しました。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>令和7年(2025年)3月</u></p>

〈2〉 p 4 〈基本的人権に関わる学び〉の図〉

現行	改定案
<p>このような取組の中で、学習方法等の工夫に努め、学校、家庭、地域社会の連携のもとに、様々な場を通じて取り組みます。</p>	<p>このような取組の中で、学習方法等の工夫に努め、<u>コミュニティ・スクールを核として、学校と家庭、地域住民、企業・大学等の連携・協働</u>のもとに、様々な場を通じて取り組みます。</p>
<p>〈基本的人権に関わる学び〉の図</p>  <p>The diagram shows three boxes labeled '学校' (School), '家庭' (Family), and '地域社会' (Community) arranged in a triangle. Double-headed arrows connect each pair of boxes. A central box labeled '連携' (Collaboration) is connected to all three outer boxes by double-headed arrows.</p>	<p>〈基本的人権に関わる学び〉の図</p>  <p>The diagram shows three boxes labeled '学校' (School), '家庭' (Family), and '地域住民 企業・大学等' (Local Residents, Companies, Universities, etc.) arranged in a triangle. Double-headed arrows connect each pair of boxes. A central box labeled '連携・協働' (Collaboration) is connected to all three outer boxes by double-headed arrows. A box labeled 'コミュニティ・スクール' (Community School) is positioned between the School and Family boxes, with double-headed arrows connecting it to both.</p>

〈3〉 p 6 1 推進体制の確立（2）家庭、地域社会、関係機関との連携〉

現行	改定案
<p>学校、家庭、地域社会のネットワークの下で、効果的な取組に努める。</p>	<p>学校、家庭、地域社会の<u>連携・協働により</u>、効果的な取組に努める。</p>

〈4〉 p 7 1 推進体制の確立（4）年間指導計画の作成〉

現行	改定案
<p>各単元の<u>関連を踏まえ</u>、1年間の見通しに立った計画を立てる。</p>	<p><u>教科等横断的な視点で教科・単元等を関連付け</u>、1年間の見通しに立った計画を立てる。</p>

〈5〉 p 8 2 人権尊重の視点に立った指導の充実（1）人権尊重の視点に立った学校づくり〉

現行	改定案
<p>児童生徒一人ひとりの特性を踏まえた指導を通して、基礎的な知識・技能及びそれらを活用して<u>問題</u>を解決する力等を身に付けさせ、「確かな学力」を育む。</p>	<p>児童生徒一人ひとりの特性を踏まえた指導を通して、基礎的な知識・技能及びそれらを活用して<u>課題</u>を解決する力等を身に付けさせ、「確かな学力」を育む。</p>

〈6〉 p 8 2 人権尊重の視点に立った指導の充実（1）人権尊重の視点に立った学校づくり〉

現行	改定案
児童生徒の様々な悩みや不安に対して、 <u>平素の会話や生活の様子を観察、教育相談等を踏まえ、適切な支援や指導を行う体制を整える。</u>	児童生徒の様々な悩みや不安に対して、 <u>「丁寧な関わりと観察」を通じて、児童生徒の心身の変化を的確に把握するとともに、生活アンケートや教育相談等を踏まえ、ICTの活用も含めた適切な支援を行う体制を整える。</u>

〈7〉 p 8 2 人権尊重の視点に立った指導の充実（1）人権尊重の視点に立った学校づくり〉

現行	改定案
児童生徒一人ひとりの成長の過程を的確に把握し、 <u>将来への展望を育むとともに、勤労への関心や意欲を高めるような支援を行う。</u>	児童生徒一人ひとりの成長の過程を的確に把握し、 <u>将来の夢や目標をもつことに加え、「働くこと」の実際につながる</u> ような支援を行う。

〈8〉 p 9 2 人権尊重の視点に立った指導の充実（2）児童生徒の自主性と実践への意欲を育む指導の充実〉

現行	改定案
ア <u>主体的な学びを形成するための手法等の創意工夫</u>	ア <u>主体的・対話的で深い学び</u> を形成するための手法等の創意工夫

〈9〉 p 9 2 人権尊重の視点に立った指導の充実（2）児童生徒の自主性と実践への意欲を育む指導の充実〉

現行	改定案
社会科や <u>道徳の時間</u> 等の学習を中心に、心身の成長の過程に即し、基本的人権の意義や人権尊重の理念について理解を深めさせる。	社会科、 <u>道徳科、総合的な学習（探究）の時間</u> 等の学習を中心に、心身の成長の過程に即し、基本的人権の意義や人権尊重の理念について理解を深めさせる。

〈10〉 p 9 2 人権尊重の視点に立った指導の充実（2）児童生徒の自主性と実践への意欲を育む指導の充実〉

現行	改定案
(記述なし)	児童生徒が、情報を主体的に捉えながら何が重要かを考え、見出した情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑む上で必要な情報活用能力を育てる。

〈11〉 p 11 1 支援体制等の整備・充実（3）家庭、地域社会への情報提供の充実〉

現行	改定案
広報活動の工夫として、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、自治体のウェブページ等の様々な広報媒体を活用して、広く情報提供をしていく必要がある。	広報活動の工夫として、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、自治体のウェブページ、 <u>SNS</u> 等の様々な広報媒体を活用して、広く情報提供をしていく必要がある。

〈12〉 p 12 1 支援体制等の整備・充実（5）家庭教育に関する相談体制など、支援体制の整備・充実〉

現行	改定案
相談体制については、 <u>相談機関</u> に関する情報が各家庭に周知され、相談窓口で十分な対応ができることが大切になる。	相談体制については、 <u>専門機関</u> に関する情報が各家庭に周知され、相談窓口で十分な対応ができることが大切になる。